

對獨賠償問題の經過と新案の概要

對獨賠償問題の經過と新案の概要

第一、ヴェルサイユ平和條約よりドーズ案まで	一頁
一、ヴェルサイユ平和條約賠償條項の規定	一
二、スパ協定	二
三、賠償總額及支拂方去の決定	三
四、賠償問題の行商とルール地方の占領	三
五、ドーズ委員會と倫敦協定	四
六、ドーズ案の概要	六
七、巴里大藏大臣財政協定	一 二
八、ドーズ案實施の狀況	一 四

第二、ヤング委員會の設置より海牙協定の成立まで	一五
一、賠償専門家委員會（ヤング委員會）の開催	一五
二、ヤング案の概要	一七
三、海牙會議（第一次會議及第二次會議）と海牙協定	二四
第三、新案の梗概	三〇
一、年金の金額及年數	三〇
二、各國に對する年金の配分	三八
三、獨逸の支拂ふべき預貨と年金の態様	四五
四、年金支拂に對する擔保及賠償義務不履行に對する制裁	五〇
五、國際決済銀行	五四
六、賠償事務取扱方法	六七

七、賠償年金の一般賣出	七三
八、實物引渡	七八
九、仲 裁	八四
第四、新案の實施	八五
一、海牙協定の效力發生と新案の實施	八五
二、國際決済銀行の株式本邦側引受株數	八八
三、賠償公債の第一回發行	九〇
四、海牙協定の效力と日本の地位	九二
五、新案の實施と山東鐵道嶺山問題の解決	九四

一、賠償年金の一般賣出
 二、實物引渡
 三、仲 裁
 第四、新案の實施
 一、海牙協定の效力發生と新案の實施
 二、國際決済銀行の株式本邦側引受株數
 三、賠償公債の第一回發行
 四、海牙協定の效力と日本の地位
 五、新案の實施と山東鐵道嶺山問題の解決

對獨賠償問題の經過と新案の概要

第一、ヴェルサイユ平和條約よりドーズ案まで

一、ヴェルサイユ平和條約賠償條項の規定

一九一八年十一月十一日世界大戰の休戰條約成り、引き續きヴェルサイユに於て平和會議開催せられ、獨逸國及其の同盟國は戰爭の結果聯合國政府及國民の被りたる一切の損害を賠償すべきことを決定せり。然れども損害額を算定して賠償額を決定することは容易の業に非ざるのみならず、紛議を生ずること多かりしを以て平和條約賠償條項には單に賠償責任の所在を規定し、獨逸國が補償すべき損害種目を列擧するに止め、賠償總額の決定は別に賠償委員會なる同盟及聯合國の機關

を設置して之に委任せり。

斯くて一九二〇年一月に至り米、英、佛、伊、日、白及ユーゴスラ
ヴィア諸國は賠償委員及同副委員各一名の任命を了して賠償委員會は
茲に成立せり。

二、スバ協定

賠償委員會は債權諸國よりの要求を受理して賠償總額を審議せしも義
事容易に進轉せざりしかば、債權各國は今問題を後廻しとし、一九二
〇年七月白國スバに於て最高會議を開き、主要國の分配率を協定し、
英國二割二分、佛國五割二分、伊國一割、白耳義八分、日本及葡國各
七厘五毛、希、羅、ユーゴスラヴィア其他六分五厘（其後ユーゴ
スラヴィアに付ては此内五分と決定す）の割合にて分配せらるべき旨

二、賠償總額及支拂方法の決定

一九二一年四月廿八日獨逸の賠償總額を千三百二十億金麻と決定し、更に五月五日支拂方法を決定して甲種證券百二十億金麻、乙種證券三百八十億金麻、丙種證券八百二十億金麻を作成せしめ、獨逸をして毎年二十億金麻と輸出額の二割六分に相當する額とを支出し、甲乙兩種債券の元利拂に充てしむることとし、夫々之を獨逸に通告したるが獨逸は何れも之を受諾せり。

四、賠償問題の行惱とルール地方の占領

かくて獨逸國は賠償支拂を開始したるが爲に麻相場の暴落と財政の窮

を決定せり。之をスバ協定と稱す。

三、賠償總額及支拂方法の決定

一方賠償委員會に於ける討議は屢次の曲折を経て漸次進捗し、一九二一年四月廿八日獨逸の賠償總額を千三百二十億金麻と決定し、更に五月五日支拂方法を決定して甲種證券百二十億金麻、乙種證券三百八十億金麻、丙種證券八百二十億金麻を作成せしめ、獨逸をして毎年二十億金麻と輸出額の二割六分に相當する額とを支出し、甲乙兩種債券の元利拂に充てしむることとし、夫々之を獨逸に通告したるが獨逸は何れも之を受諾せり。

四、賠償問題の行惱とルール地方の占領

かくて獨逸國は賠償支拂を開始したるが爲に麻相場の暴落と財政の窮

乏とを來し、同年末終に支拂猶豫を賠償委員會に請求し、聯合國は更に首相會議、大藏大臣會議を開きて一部の支拂猶豫を認めたり。而も獨逸の困難は愈々甚しきを加へ、翌年七月再び支拂不能を唱へたるが之に對する債權國側の主張一致せず屢次の最高會議も失敗に終り、終に一九二三年一月佛國は白國と共同してルール地方を占領せり。一方獨逸は之が條約違反なる旨を聲明して之に抗議すると共に佛、白兩國に對する支拂は一切之を爲さざること宣言し、官民擧つて消極的抵抗を以て之に當りしがルール地方の占領は獨逸にとりて甚しき苦痛なるを以て撤兵方を要求しつつ今年九月に至り其の消極的抵抗を廢止せり。

五、ドーズ委員會と倫敦協定

かくの如く賠償問題は全く行儀の状態に陥りしを以て之が打開の爲め十月三十日に至り英米兩國は米國を加へたる獨逸支拂能力審査専門委員會を開催せむことを聯合各國に提議したるが各國も之に賛同し賠償委員會の下に之を設置することとなれり。専門家委員會は獨逸の豫算均衡、麻相場安定の策を審議する第一委員會及獨逸資本の外國流出額の評價及之が國內回收策を審議する第二委員會に分れ夫々委員長の名に依りて第一委員會はドーズ委員會、第二委員會はマツケンナ委員會と稱せらる。兩委員會は翌一九二四年一月十四日より熱心研究を遂げ四月九日に至り各々報告書（ドーズ案及マツケンナ案）を賠償委員會に提出したり。

茲に於て大正十三年七月十六日より倫敦に於て日、英、佛、伊、白、

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

塞、羅、希、葡及米の十箇國の政府會議開催せられ一米國は同國の利益に關係する事項に付てのみ審議に與り其の他の事項に關しては單に傍聽者たるの地位に立つ。賠償委員會も亦會議に加はり、英米銀行代表者も亦非公式に會議に參與し、八月五日よりは舊敵國側たる獨逸も本會議に招致せられ八月十六日協定に調印し、ドーズ案を其の儘採用せり。之を倫敦協定と稱す。

六、ドーズ案の概要

倫敦協定はドーズ案の採用を其の内容とせるを以て左にドーズ案の内容を述べべし。

(一) 年 金

ドーズ案は一九二四年九月一日を以て開始し其の年金額は二十五億

一九二九年迄の平均額を基準として六箇の代表的統計（輸出入額、
 歳出入額、鐵道運輸額、砂糖、煙草、麥酒等の消費額、人口石炭消
 費額）の毎年の平均増加率（萎榮指數）を右の二十五億金概（但始
 めの五年間は其半額）に乗じて得たる額を支拂はしめ以て獨逸の國
 金概を原則とし、之を標準年金と稱す。然れども直に標準年金を支
 拂ふことは獨逸の堪ゆる所に非ざるを以て

第一年度	十億金概
第二年度	十二億二千萬金概
第三年度	十五億金概
第四年度	十七億五千萬金概
第五年度	二十五億金概

を支拂はしめ第六年以後は右の二十五億金概の外に一九二六年より
 一九二九年迄の平均額を基準として六箇の代表的統計（輸出入額、
 歳出入額、鐵道運輸額、砂糖、煙草、麥酒等の消費額、人口石炭消
 費額）の毎年の平均増加率（萎榮指數）を右の二十五億金概（但始
 めの五年間は其半額）に乗じて得たる額を支拂はしめ以て獨逸の國

力に伴ひ年金額を増加せしむ。

尙前述の額は獨逸の條約上の債務一切を包含するものとし、又實物支拂は出來得る限り獨逸の天産物若くは輸入の必要を伴はざる品目「石炭、骸炭、染料等」を選ぶべきものとし。

(二) 債務の支拂と之が受領方法

賠償勅定の支拂は總て金庫を以てライヒとスパンクに拂込み獨逸は之を以て債務の履行を完了したるものとし、外貨を以て外國に送金を爲す義務を有せざるものとし。而して之を外國に送金するは英米佛伊及白の五ヶ國爲替専門家より成る爲替委員會 Transfer Committee の任務にして、同委員會は爲替の危機を招かざる方法を以て適宜之を聯合國に移轉す。尙賠償委員會は賠償金の受領及分配の爲に賠償

支拂取汲人を任命す。
曰發券銀行の改造と通貨の安定
ライヒスバンクを改造し其の資本金を四億金麻とし、金を基礎とせ
る銀行券を發行せしむ。貨幣の單位はライヒスマルクとし一ライヒ
スマルクは一金麻に等しからしめ、從來の紙幣一兆マルクは一ライ
ヒスマルクに相當することとす。
ライヒスバンクは政府の干渉を受くることなく、政府に對する貸出
は嚴格に制限せられ、獨逸人たる總裁及理事會に依りて事務を執行
し、總裁を含み其の半數が外國人たる評議員會 Generalrat
をして之を監督せしむ。
四年金の支拂資源及擔保

支拂取汲人を任命す。

曰發券銀行の改造と通貨の安定

ライヒスバンクを改造し其の資本金を四億金麻とし、金を基礎とせ
る銀行券を發行せしむ。貨幣の單位はライヒスマルクとし一ライヒ
スマルクは一金麻に等しからしめ、從來の紙幣一兆マルクは一ライ
ヒスマルクに相當することとす。

ライヒスバンクは政府の干渉を受くることなく、政府に對する貸出
は嚴格に制限せられ、獨逸人たる總裁及理事會に依りて事務を執行
し、總裁を含み其の半數が外國人たる評議員會 Generalrat
をして之を監督せしむ。

四年金の支拂資源及擔保

第三年に於て一億一千萬金麻、第四年五億金麻、第五年十二億五
 千萬金麻を一般豫算より支出せしむ。
 鐵道債券及運賃税
 國有鐵道を獨逸國鐵道會社 Reichsbahn Gesellschaft の經營に移し
 株式百五十億（内優先株二十億）金麻及社債百十億金麻を發行す
 優先株を賣却し、其代金の中十五億金麻を債務の償還及資本の消
 却に充當し、殘額五億金麻及普通株の全部百三十億金麻は之を獨
 逸國政府の所有とす。而して全社の經營上の責任を有する管理委

(イ) 外 債

外債八億金麻を發行して第一年度の支拂に充てしむ。

(ロ) 通常豫算收入

第三年に於て一億一千萬金麻、第四年五億金麻、第五年十二億五
 千萬金麻を一般豫算より支出せしむ。
 鐵道債券及運賃税

(ハ) 鐵道債券及運賃税

國有鐵道を獨逸國鐵道會社 Reichsbahn Gesellschaft の經營に移し
 株式百五十億（内優先株二十億）金麻及社債百十億金麻を發行す
 優先株を賣却し、其代金の中十五億金麻を債務の償還及資本の消
 却に充當し、殘額五億金麻及普通株の全部百三十億金麻は之を獨
 逸國政府の所有とす。而して全社の經營上の責任を有する管理委

員の半數は之を外國人とす。

社債（鐵道債券）は年利五分減債基金年一部にして全部賠償支拂に充つ。但し利息及償還金は初より完済すること能はざるべきを以て第一年度三億三千萬金、第二年度四億六千五百萬金、第三年度五億五千萬金、第四年度以後六億六千萬金を支持せしめ、向一九二五―二六年度以降毎年二億九千萬金の揮金税を賠償に充て、殘額は政府の所得に歸せしむ。

三 工業債券

賠償支拂として獨逸工業家より五十億金を徵發することとし、獨逸工業資本を抵當として年利五分、減債基金年一分の工業債券五十億金を發行す。但最初の三年間は支拂を適宜減免し第一年

第三年以後は通常の年度として元利合計三億金麻を支拂ふこととす。
 獨立政府は右債券を調製し、之を賠償委員會の指定する管理人に引渡すことを要し、尙此の債券の元利金支拂を保證す。
 兩租稅収入の擔保
 上記鐵道工業兩債券の外關稅、煙草稅、麥酒稅、砂糖稅、酒精專賣收入を擔保とす。
 七、巴里大藏大臣財政協定
 ドーズ計畫及倫敦協定は一九二四年九月一日より實施の緒に就き獨逸は右に必要な諸法律を制定し右計畫の實行機關、監督機關並發券銀

全免、第二年利率二分五厘即ち利子一億二千五百萬金麻、第三年
 利率五分即ち利子二億五千萬金麻、第四年以後は通常の年度とし
 て元利合計三億金麻を支拂ふこととす。
 獨立政府は右債券を調製し、之を賠償委員會の指定する管理人に
 引渡すことを要し、尙此の債券の元利金支拂を保證す。
 兩租稅収入の擔保
 上記鐵道工業兩債券の外關稅、煙草稅、麥酒稅、砂糖稅、酒精專
 賣收入を擔保とす。
 七、巴里大藏大臣財政協定
 ドーズ計畫及倫敦協定は一九二四年九月一日より實施の緒に就き獨逸
 は右に必要な諸法律を制定し右計畫の實行機關、監督機關並發券銀

行（ライヒスバンク）、鐵道會社を設立し、通貨を安定し、外債（所謂ドーズ外債）を發行し佛白兩國は占領地帯よりの經濟的撤退を完了せり。

茲に於てドーズ案實施に關する各種の問題を解決する爲一九二五年一月十四日巴里に於て大蔵大臣會議開かれ左の如き財政協定の成立を見たり。

(一) 占領軍の費用に關し佛國軍に對しては一億一千万金麻、英國及白國軍に對しては各々二千五百萬金麻をドーズ第一年度の優先負擔として認む。

(二) 米國は占領軍費用の償還として一箇年五千五百萬金麻の支拂を受く

(三) 希臘及羅馬尼亞國の賠償取得割合は各々百分の〇・四及百分の一。

一とす。

(四) 山東鐵道及嶺山に付ては獨逸國政府が同國の國民に對し其利益の爲め事實上支拂ひたる限度に於て日本の賠償金と差引計算す。

八、ドーズ案實施の狀況

ドーズ案倫敦協定及巴里大蔵大臣協定を經賠償問題は一漸過渡的解決を告ぐるに至れり。即ち一方佛、白兩國のルール地方占領は大正十五年八月二十六日を以て完了し、他方獨逸は大正十三年九月一日以降ドーズ案所定の通り其の賠償支拂を正確に實行し、昭和三年九月より愈々標準年度に移り、年額二十五億麻の支拂を實行することとなれり

第二、ヤング委員會の設置より海牙協定の成立まで

一、賠償専門家委員會（ヤング委員會）の開催

一九二八年（昭和三年）九月中旬國際聯盟總會の開催に當り聯逸國代表は日、英、佛、伊、日各國代表に對し、賠償問題の完全且最終的解決を提議したるが、九月十六日に至り、各代表は右六國の外米國をも加へたる七ヶ國の財政専門家會議を開催することを決議し、該決議に基きて右七ヶ國より各二名宛の委員の任命を見たり。

右委員會の委員はドーズ委員會の例に倣ひ、構成ある純専門家を以て組織し、政府の訓令に向束せられず、自由なる立場に立ちて賠償問題の最終にして完全なる解決案を作成することを以て其の任務とせり。

今各國委員を擧ぐれば左の如し。

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and blurring.

英國

ジョシアー・スタンプ
レヴエルストーク卿

(英蘭銀行理事)
(ベアリング・ブラザーズ商會々頭)

佛國

モロー
パーマンティエ

(佛蘭西銀行總裁)
(實業家)

獨逸

フヤルマー・シヤハト
フエーグラ

(ライヒスバンク總裁)
(鋼鐵會社長)

伊太利

ジー・ギー・ズレリ
フルヴィオ・スプイツチ

(實業家)
(前大藏次官)

白耳義

エミール・フランキ
ルミニ・グツヂ

(前大藏大臣)
(前大藏大臣官房長)

日本

森賢吾
青木隆

(前財務官)
(日銀名古屋支店長)

1. 賠償債権の確定
 2. 賠償債権の執行
 3. 賠償債権の消滅
 4. 賠償債権の譲渡
 5. 賠償債権の質権
 6. 賠償債権の抵当
 7. 賠償債権の優先
 8. 賠償債権の担保
 9. 賠償債権の責任
 10. 賠償債権の追徴
 11. 賠償債権の免除
 12. 賠償債権の譲渡
 13. 賠償債権の質権
 14. 賠償債権の抵当
 15. 賠償債権の優先
 16. 賠償債権の担保
 17. 賠償債権の責任
 18. 賠償債権の追徴
 19. 賠償債権の免除
 20. 賠償債権の譲渡
 21. 賠償債権の質権
 22. 賠償債権の抵当
 23. 賠償債権の優先
 24. 賠償債権の担保
 25. 賠償債権の責任
 26. 賠償債権の追徴
 27. 賠償債権の免除
 28. 賠償債権の譲渡
 29. 賠償債権の質権
 30. 賠償債権の抵当
 31. 賠償債権の優先
 32. 賠償債権の担保
 33. 賠償債権の責任
 34. 賠償債権の追徴
 35. 賠償債権の免除
 36. 賠償債権の譲渡
 37. 賠償債権の質権
 38. 賠償債権の抵当
 39. 賠償債権の優先
 40. 賠償債権の担保
 41. 賠償債権の責任
 42. 賠償債権の追徴
 43. 賠償債権の免除
 44. 賠償債権の譲渡
 45. 賠償債権の質権
 46. 賠償債権の抵当
 47. 賠償債権の優先
 48. 賠償債権の担保
 49. 賠償債権の責任
 50. 賠償債権の追徴
 51. 賠償債権の免除
 52. 賠償債権の譲渡
 53. 賠償債権の質権
 54. 賠償債権の抵当
 55. 賠償債権の優先
 56. 賠償債権の担保
 57. 賠償債権の責任
 58. 賠償債権の追徴
 59. 賠償債権の免除
 60. 賠償債権の譲渡
 61. 賠償債権の質権
 62. 賠償債権の抵当
 63. 賠償債権の優先
 64. 賠償債権の担保
 65. 賠償債権の責任
 66. 賠償債権の追徴
 67. 賠償債権の免除
 68. 賠償債権の譲渡
 69. 賠償債権の質権
 70. 賠償債権の抵当
 71. 賠償債権の優先
 72. 賠償債権の担保
 73. 賠償債権の責任
 74. 賠償債権の追徴
 75. 賠償債権の免除
 76. 賠償債権の譲渡
 77. 賠償債権の質権
 78. 賠償債権の抵当
 79. 賠償債権の優先
 80. 賠償債権の担保
 81. 賠償債権の責任
 82. 賠償債権の追徴
 83. 賠償債権の免除
 84. 賠償債権の譲渡
 85. 賠償債権の質権
 86. 賠償債権の抵当
 87. 賠償債権の優先
 88. 賠償債権の担保
 89. 賠償債権の責任
 90. 賠償債権の追徴
 91. 賠償債権の免除
 92. 賠償債権の譲渡
 93. 賠償債権の質権
 94. 賠償債権の抵当
 95. 賠償債権の優先
 96. 賠償債権の担保
 97. 賠償債権の責任
 98. 賠償債権の追徴
 99. 賠償債権の免除
 100. 賠償債権の譲渡

米 國

オーエン・ヤング

(ドーズ委員会委員)

ジェー・ビー・モルガン

(モルガン商会々長)

専門家委員曾は昭和四年二月十一日巴里に於て第一回の會議を開き爾
 後幾多の難問を突破して議事を進め、六月七日に至り報告書の署名を
 了し債権國政府及賠償委員会に提出せり。該報告書は委員長ヤングの
 名に因みて世に之をヤング案と稱す。

二、ヤング案の概要

ヤング案はドーズ案に於て未確定なりし賠償債権の總額、年金年數を
 確定し條約指數の如き論議の種となるべき制度を廢止し、支拂方法、
 組織を根本的に改革し、國際決済銀行を設立し以て從來政治的債務た
 りしものを全く商業的債務たらしむ。

(一)年金及年数の確定

第一期 三十六年七月間（一九二九年九月一日より開始し一九六六年三月末を以て終る）

平均年金 二十億五千萬麻（此の内よりドーズ外債支拂額を差引き債権國に分配すべき年金十九億八千八百萬麻）

第二期 一九六六年四月一日以降二十二年間

戦債支拂額及混合裁判所決定對米支拂額と同額（年に成り年金増減するも大體十六億乃至十九億麻、最後の二年は十億麻以下に減少す）

以上の年金の現在價額（五分半利換算）

對外戦債支拂に充當する分 二百三十四億六千九百萬麻

其以外の賠償に相當する分
 計
 三百五十八億一千四百萬麻

(二) 債權各國の分配額

スパ率を動かさざることを原則とするも賠償總額の減少に伴ひ各國間の分配割當に多少の変更を生ぜり。第一期間各國取得平均年金額左の如し。

佛 國	一、〇四六五〇〇〇〇〇 麻
英 國	四〇九〇〇〇〇〇〇〇
伊 國	二一三、七〇〇〇〇〇〇
白 國	一一五五〇〇〇〇〇〇
ルーマニア	二〇、一〇〇〇〇〇〇〇

ギリシヤ	七〇〇〇〇〇〇
ユーゴスラヴィア	八四〇〇〇〇〇〇
ポルトガル	一三、二〇〇〇〇〇
日本	一三、二〇〇〇〇〇
ポーランド	五〇〇〇〇〇〇
米 國	六六、一〇〇〇〇〇
合 計	一九八、八〇〇〇〇〇

三 年金の資源及擔保

一に獨逸の支拂精神に信頼し資源を簡單にして獨逸國鐵道會社の收入及獨逸國の豫算の二とし前者は毎年六億六千萬麻、後者は殘額全部を支出することとし、從來存在したる工業債券、鐵道債權等を廢

し又ライヒスバンク及鐵道會社の外人の管理等獨逸の自尊心を傷くる制度を一切撤廢す。

(四) 支拂方法 (年金の態様)

ヤング案に於てはドーズ案に於ける如く獨逸政府をして年金を單に麻貨を以てライヒスバンクに拂込ましむに止まらずして外貨を以て國外に送金する責任を有せしむ。然れども非常の際に備ふる爲め、年金を無條件の部分と條件付の部分とに分ち、後者に付ては獨逸に於て外貨を調達すること困難にして強いて之を行ふ時は獨逸の爲替及經濟的狀態を危殆ならしむる場合に於ては二年間を限り外貨拂

(Transfer

正式の譯語としては振替と云へるを以て以下此の語を用ふ)の延期を認め、ライヒスマルクを以て支拂はしめ更に一定條件

の下に於て一振替延期實行後一年以上を經過したること及振替延期を爲し得べき金額の五〇％に限る一ライヒスマルク支拂をも猶豫す無條件年金の額は毎年六億六千萬ライヒスマルクにして此の内よりドイツ外債元利金を優先的に差引き、五億ライヒスマルクを佛國に與へ、四千二百萬ライヒスマルクを伊國に與へ殘餘を他の諸國に分配す。

(五) 實物引渡

實物引渡に付ては其の全廢を希望せらるるも、之が獨逸經濟に及ぼす影響を思考し過渡的の措置として尙十ヶ年間存続せしむることとし其の金額は第一年度を七億五千萬ライヒスマルク、爾後毎年五千萬ライヒスマルク宛遞減することとす、尙該金額は條件付年金の一

部を構成す。

六 國際決濟銀行

賠償債權に普通の商業債權たる性質を與ふる爲に之が取扱を爲す民間銀行を設立すべきことは専門家委員會劈頭に於て各國委員期せずして一致したる意見なりき同銀行設立の直接の目的は賠償事務の取扱に在りと雖も將來は世界金融の中樞機關たるべき使命を有するものにして斯かる機關の設立はヤング案の著しき特徴をなすものなり

(七) 年金の一般賣出

賠償債權は年金の形式にて年々受取るべきものなるが、年金債權を資源として獨逸政府の公債證券を發行するときは世界投資家には適當なる投資物を與へ、債權國には賠償債權の期限前償還を受け得る

機會を與ふることとなり、更に債權國は債權者の地位を脱し之れに代り投資家が直接債權者の立場に立つこととなり、賠償債權の商業化を期し得らるべきを以てヤング案は之れを採用し債權國の要求に基き獨逸をして適當の證券を作成せしめ國際決済銀行をして一般に賣出さしむることを定む。之を年金の一般賣出 (Mobilisation) と稱す

三、海牙會議（第一次會議及第二次會議）と海牙協定

専門家委員報告書は右の如く賠償問題の最終且完全なる解決策を詳細に亘り定めたるも、右は債權國政府とは獨立なる財政經濟専門家が債權國政府及賠償委員會に對し提出したる提案に過ぎず、之を實際に適用するには關係政府が該案を承認して具體的の實行方法を決定する必要あり、之が爲前記七國の外數多の賠償關係國を加へて國際會議を

開くこととなれり。

會議は八月六日より和蘭海牙に於て其の開催を見たるが、英國代表スノーデン藏相強硬に自國の利益を主張して佛、伊兩國に當り、一時は決裂を傳へられたり。而も閉會間際に至りて俄然好轉し八月三十一日に至りて一先づ議定書に調印しヤング案は主義として之を採用し、之が細目を議する爲め獨逸國の法令改正の爲の委員會、國際決濟銀行組織委員會、實物引渡委員會讓渡財産及解放公債に關する委員會、埃匈勃諸國の債務の最終的解決に關する委員會、法律専門家委員會、制度の移行に關する委員會、過去の清算に關する委員會を設け、其の議事終了を待ち總會を開きて最後の決定を爲し協定（又は條約）を結ぶこととして會議を一先づ閉ぢたり。

右の如くヤング案は主義として採用さるることとなりたるが同案はドーズ案に依る年金を一九二九年八月三十一日を以て打切り九月一日よりは新年金に依るものとして年金額を定めたるも、新制度の確定的實施は一九二九年九月一日より遅延することとなりたるを以て海牙議定書は一九二九年九月一日より新制度實施の日迄を過渡期間とし、經過的規定を設け獨逸をしてドーズ年金相當額を支拂はしめヤング年金との差額を全國に貸付くることとせり。

尙八月三十一日議定書はヤング年金分配率を變更せずして而も英國を満足せしむる制度を設け、無條件年金の總額を改定し佛伊以外の國に對する割當額を決定せり。

斯くて各種委員會は夫々連續して會議を開きヤング案を基礎とし一九

二九年八月三十一日の議定書の趣旨に基きて細目を議し特に國際決濟銀行に付ては獨逸のバーデン。バーデンに於て組織委員會の開會を見同行の條例案定款案及信託契約案を議したるが年末迄に夫々其の議事を了するに至れり。

茲に於て各代表は再び一九三〇年一月三日より海牙に會合し各委員會の報告を基礎として議事を進め、對獨賠償問題のみならず埃、匈、勃諸國に對する賠償問題並に東歐諸國間の相互關係を最終的且完全に解決し左の如き各種の條約に調印せり。

- (一) 對獨協定及獨逸に關する債權國間の收極
- (二) 賠償債券の一般賣出（モビライゼーション）に關する收極
- (三) 國際決濟銀行に關する條約（瑞西國と日、英、佛、伊、白、獨六國

（一）獨逸國債證券、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國銀行法改正法案、
（二）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（三）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（四）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（五）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（六）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（七）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（八）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（九）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、
（十）獨逸國銀行法改正法案、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國債證券、

間一

（四）獨米協定、獨白協定に關する書翰

（五）對埃協定、對匈協定及匈國に關する債權國間の協定

對勃協定、チエツコスロヴァキアの協定及東方賠償問題に關する債權國間の協定

（六）其の他

右の内最も重要なものは、對獨基本協定にしてヤング案（一九二九年六月七日の専門家報告書）、海牙會議議定書（一九二九年八月三十一日附）を採擇し之に相當の修正を加へ、新制度を創設せり、該制度を新案 New Plan と稱す。尙對獨協定には十二の文書を附屬せしめ、其の内には獨逸國債證券、獨逸國鐵道會社證券、獨逸國銀行法改正法案、

獨逸國鐵道法改正法案信託契約案（債權國が國際決済銀行との間に結ぶべきもの）等極めて重要な文書を包含せり。

第三、新案の梗概

専門家委員會報告（ヤング案）海牙第一次會議の議定書、海牙諸協定の三者に依りて定められたる新制度を新案と稱すること前述の如くなるが今其の梗概を述ぶべし。

一、年金の金額及年數

年金の金額及年數はヤング案に規定せられたる處を其の儘之を踏襲せり、然れども米國は一九二九年十二月二十八日附を以て獨逸との間に協定を結びたるを以て對米債務は新案の年金の範圍外となりたり。又廣義のヤング年金中にはドーズ外債の元利金を包含せるを以て正確に云へば之を區別せざるべからず。今右三者に區分して年々の支拂總額を表示すれば左の如し。

獨逸國の支拂ふべき年金總額表（單位百萬ライヒスマルク）

年金年度の第一年は一九二九年九月一日に始まり一九三〇年三月三十一日に終り、第二年以降は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第一期	年次	海牙協定ニ依リ米國以外ノ債權國ニ支拂フべき年金	ドイツ外債元利金	米獨協定ニ依リ米國ニ支拂フべき年金
一九二九	一九三〇年	六七六・九	八八・五	六五・九
一九三〇	一九三一年	一六四・一・六	八八・五	六六・三
一九三一	一九三二年	一六一・八・九	八八・五	六六・一
一九三二	一九三三年	一六七・二・一	八八・五	六六・一
一九三三	一九三四年	一七四・四・九	八八・五	五九・四

一九三四一三五年
一九三五一三六年
一九三六一三七年
一九三七一三八年
一九三八一三九年
一九三九一四〇年
一九四〇一四一年
一九四一四二年
一九四二四三年
一九四三四四年
一九四四一四五年
一九四五一四六年
一九四六一四七年
一九四七一四八年
一九四八一四九年

一八〇七。五
一八三三。五
一八八〇。三
一九一九。八
一九三八。一
一九八三。四
二〇九六。一
二一四。六
二一三一。九
二一二八。二
二一四一。四
二一三七。七
二一三三。四
二一四九。一
二一四三。九

八八。五
八〇。八
七九。五
七八。二
七八。二
七八。二
七八。二
七八。二
七八。二
七〇。五
六九。二
六九。二
六九。二
六九。二
六九。二
六九。二

五九。四
五九。四
五九。四
五七。二
五七。二
五七。二
五七。二
五七。二
五七。二
五九。四
五九。四
五九。四
五九。四
五九。四
五九。四
六六。一

三二

一九四九―五〇年
一九五〇―五一一年
一九五一―五二年
一九五二―五三年
一九五三―五四年
一九五四―五五年
一九五五―五六年
一九五六―五七年
一九五七―五八年
一九五八―五九年
一九五九―六〇年
一九六〇―六一一年
一九六一―六二年
一九六二―六三年
一九六三―六四年

二二四〇。七
二二八三。一
二二六七。一
二二七〇。一
二二七七。二
二二八八。五
二二八三。七
二二七八。一
二二七五。七
二二八一。七
二二九四。五
二三〇四。四
二三二二。一
二三一四。一
二三二六。五

七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一
七六。一

三三

第二期

一九七七年	一九七六年	一九七五年	一九七四年	一九七三年	一九七二年	一九七一年	一九七〇年	一九六九年	一九六八年	一九六七年	一九六六年	一九六五年
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

一六四四〇六	一六三七〇九	一六三三〇二	一六二二〇九	一六一三〇五	一六〇二〇九	一五八九〇二	一五七五〇九	一五六六〇一	一五六六〇九	二三五二〇七	二三二六〇〇
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	四〇〇八	七六〇一	七六〇一
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

三四

一九七八一七九年
 一九七九一八〇年
 一九八〇一八一年
 一九八一八二年
 一九八二一八三年
 一九八三一八四年
 一九八四一八五年
 一九八五一八六年
 一九八六一八七年
 一九八七一八八年

一六五四・七
 一六五九・六
 一六七〇・五
 一六八七・六
 一六九一・八
 一七〇三・三
 一六八三・五
 九二五・一
 九三一・四
 八九七・八

四〇・八
 四〇・八
 四〇・八

前記年金中左の金額は戦債支拂に充當せらる。而して一九六六年以後の年金（第二期年金）は全額戦債支拂に充當せらるべきこと既述の如し。（単位百萬ライヒスマルク）

第十五年度	一、四五一。五
第十四年度	一、四五五。一
第十三年度	一、四三七。九
第十二年度	一、四八七。六
第十一年度	一、三七五。〇
第十年度	一、三五二。五
第九年度	一、三三四。〇
第八年度	一、二七一。八
第七年度	一、二二四。九
第六年度	一、一九九。〇
第五年度	一、一三六。四
第四年度	九九五。四
第三年度	九四二。三
第二年度	九六五。一
第一年度	一

第三十年度	一、五三八。六
第二十九年度	一、五〇六。七
第二十八年度	一、四九九。一
第二十七年度	一、五〇四。五
第二十六年度	一、五〇九。四
第二十五年度	一、四九八。一
第二十四年度	一、四九一。一
第二十三年度	一、四八七。九
第二十二年度	一、五〇三。九
第二十一年度	一、四六一。五
第二十年度	一、四六七。一
第十九年度	一、四七二。三
第十八年度	一、四五六。九
第十七年度	一、四六〇。九
第十六年度	一、四六四。七

第三十一年度	一、五一五。四
第三十二年度	一、五二五。四
第三十三年度	一、五四三。二
第三十四年度	一、五三五。〇
第三十五年度	一、五四七。四
第三十六年度	一、五四六。八
第三十七年度	一、五七三。七
第三十八年度	一、五六六。九
第三十九年度	一、五六六。一
第四十年度	一、五七五。九
第四十一年度	一、五八九。二
第四十二年度	一、六〇二。九
第四十三年度	一、六一三。一
第四十四年度	一、六二一。五
第四十五年度	一、六二四。九

第四十六年度	一、六二七。六
第四十七年度	一、六三四。二
第四十八年度	一、六三七。九
第四十九年度	一、六四四。六
第五十年度	一、六五四。七
第五十一年度	一、六五九。六
第五十二年度	一、六七〇。五
第五十三年度	一、六八七。六
第五十四年度	一、六九一。八
第五十五年度	一、七〇三。三
第五十六年度	一、六八三。五
第五十七年度	九二五。一
第五十八年度	九三一。四
第五十九年度	八九七。八

第一年度	...
第二年度	...
第三年度	...
第四年度	...
第五年度	...
第六年度	...
第七年度	...
第八年度	...
第九年度	...
第十年度	...
第十一年度	...
第十二年度	...
第十三年度	...
第十四年度	...
第十五年度	...
第十六年度	...
第十七年度	...
第十八年度	...
第十九年度	...
第二十年度	...
第二十一年度	...
第二十二年度	...
第二十三年度	...
第二十四年度	...
第二十五年度	...
第二十六年度	...
第二十七年度	...
第二十八年度	...
第二十九年度	...
第三十年度	...
第三十一年度	...
第三十二年度	...
第三十三年度	...
第三十四年度	...
第三十五年度	...
第三十六年度	...
第三十七年度	...
第三十八年度	...
第三十九年度	...
第四十年度	...
第四十一年度	...
第四十二年度	...
第四十三年度	...
第四十四年度	...
第四十五年度	...
第四十六年度	...
第四十七年度	...
第四十八年度	...
第四十九年度	...
第五十年度	...
第五十一年度	...
第五十二年度	...
第五十三年度	...
第五十四年度	...
第五十五年度	...
第五十六年度	...
第五十七年度	...
第五十八年度	...
第五十九年度	...
第六十年度	...
第六十一年度	...
第六十二年度	...
第六十三年度	...
第六十四年度	...
第六十五年度	...
第六十六年度	...
第六十七年度	...
第六十八年度	...
第六十九年度	...
第七十年度	...
第七十一年度	...
第七十二年度	...
第七十三年度	...
第七十四年度	...
第七十五年度	...
第七十六年度	...
第七十七年度	...
第七十八年度	...
第七十九年度	...
第八十年度	...
第八十一年度	...
第八十二年度	...
第八十三年度	...
第八十四年度	...
第八十五年度	...
第八十六年度	...
第八十七年度	...
第八十八年度	...
第八十九年度	...
第九十年度	...
第九十一年度	...
第九十二年度	...
第九十三年度	...
第九十四年度	...
第九十五年度	...
第九十六年度	...
第九十七年度	...
第九十八年度	...
第九十九年度	...
第一百年度	...

第一年度に戦債支拂充當額なきは一九三〇年三月三十一日に終る年度の戦債所要額一八六三、一〇〇、〇〇〇ライヒスマルクは全部一九二九年四月一日より八月三十一日迄のドイツ年金に依り支辨を了したるに依る。

而して戦債の軽減ありたる場合には獨逸の年金も従つて幾分の軽減あるべきことはヤング案と同時に作成せられたる覺書に規定せられたるが、海牙會議に於ても此の趣旨承認せられ、關係各國は「一九二九年六月七日の専門家案に附隨し之と同時に作成せられたる覺書に關する協定」なるものを結びたり。

二、各國に對する年金の配分
年金の各國に對する配分額もヤングの儘なるが、今之を表示すれば左

の如し。(米國の分も参考の爲め併せ掲ぐ)

金 分 配 表

(單位有万圓)

特選國	南洋西國	英帝國	伊太利國	日耳曼國	露西亞國	比行國	荷屬國	南島國	日本國	美國國	蘇俄國	合 計
一九二九	四一八	五	四	七								
一九三〇	九〇	三六	一五	九八								
一九三一	八七	三六	一九	九八								
一九三二	八七	四九	一九	九八								
一九三三	九四	四	九	九								
一九三四	九四	四	九	九								
一九三五	九四	四	九	九								
一九三六	九四	四	九	九								
一九三七	九四	四	九	九								
一九三八	九四	四	九	九								
一九三九	九四	四	九	九								
一九四〇	九四	四	九	九								
一九四一	九四	四	九	九								
一九四二	九四	四	九	九								
一九四三	九四	四	九	九								
一九四四	九四	四	九	九								
一九四五	九四	四	九	九								
一九四六	九四	四	九	九								
一九四七	九四	四	九	九								
一九四八	九四	四	九	九								
一九四九	九四	四	九	九								
一九五〇	九四	四	九	九								
一九五一	九四	四	九	九								
一九五二	九四	四	九	九								
一九五三	九四	四	九	九								
一九五四	九四	四	九	九								
一九五五	九四	四	九	九								
一九五六	九四	四	九	九								
一九五七	九四	四	九	九								
一九五八	九四	四	九	九								
一九五九	九四	四	九	九								
一九六〇	九四	四	九	九								
一九六一	九四	四	九	九								
一九六二	九四	四	九	九								
一九六三	九四	四	九	九								
一九六四	九四	四	九	九								
一九六五	九四	四	九	九								
一九六六	九四	四	九	九								
一九六七	九四	四	九	九								
一九六八	九四	四	九	九								
一九六九	九四	四	九	九								
一九七〇	九四	四	九	九								
一九七一	九四	四	九	九								
一九七二	九四	四	九	九								
一九七三	九四	四	九	九								
一九七四	九四	四	九	九								
一九七五	九四	四	九	九								
一九七六	九四	四	九	九								
一九七七	九四	四	九	九								
一九七八	九四	四	九	九								
一九七九	九四	四	九	九								
一九八〇	九四	四	九	九								
一九八一	九四	四	九	九								
一九八二	九四	四	九	九								
一九八三	九四	四	九	九								
一九八四	九四	四	九	九								
一九八五	九四	四	九	九								
一九八六	九四	四	九	九								
一九八七	九四	四	九	九								
一九八八	九四	四	九	九								
一九八九	九四	四	九	九								
一九九〇	九四	四	九	九								
一九九一	九四	四	九	九								
一九九二	九四	四	九	九								
一九九三	九四	四	九	九								
一九九四	九四	四	九	九								
一九九五	九四	四	九	九								
一九九六	九四	四	九	九								
一九九七	九四	四	九	九								
一九九八	九四	四	九	九								
一九九九	九四	四	九	九								
二〇〇〇	九四	四	九	九								

一九三〇	一九二九	一九二八	一九二七	一九二六	一九二五	一九二四	一九二三	一九二二	一九二一	一九二〇	一九一九	一九一八	一九一七	一九一六	一九一五	一九一四	一九一三	一九一二	一九一一	一九一〇	一九〇九	一九〇八	一九〇七	一九〇六	一九〇五	一九〇四	一九〇三	一九〇二	一九〇一	一九〇〇
...

(三) 一九二九—三〇、年度ハ一九二九年九月乃至一九三〇年三月、七月ヲ包含ス
 (四) 此等ノ金額ハ此等、三〇年間ニ於ケルグレートブリテン國ノ戦債受領額、戦債支拂額ヲ超過
 シタル額ニ該當ス

前記各國への配分は他の規定に依り事實上幾分變更せられたり。之を英、伊、希三國に對する戦債不足額の補填及佛、白、伊三國の英國に對する年金支拂の保證とす。即ちヤング報告書附屬書第九十二節は「ズ案最終五月分の年金は一九三〇年三月三十一日に終る年度に於ける戦債支拂のみに充てらるべきものと定め、割當年金が戦債所要額を超過する債權國は該資金を吐出し、其の不足する債權國は不足額を填補せらるべきことを定めたるが、右期間の各債權國の配分と其の戦債所要額とを比較すれば左の如し。

國名	右五ヶ月間の割當額	戦債所要額	不足額	過剩額(吐出額)
佛 國	六六二、一四〇	三三八、一〇〇	〇	三二四、〇四〇
英 國	二七八、一六八	三六六、六〇〇	八八、四三一	〇

(單位千麻)

伊國	白國	塞國	米國	羅國	日本國	葡國	希國	波國	計
九七七五六	六六四三九	四六三八四	五一、二七四	一一、八三四	七八〇六	七七七四	四一一一	三三七	一、二三四〇二三
一〇七八〇〇	二三四〇〇	五九〇〇		八、八〇〇		七二〇〇	五三〇〇	〇	八六三一〇〇
一〇〇四三							一、一八八	〇	九九六六二
〇	四三、〇三九	四〇、四八四	五一、二七四	三、〇三四	七八〇六	五七四	〇	三三七	四七〇、五八八

而して海牙會議の第一次會議の議定書第一附屬書は右吐出額より英
 (約一億金マルク)伊、希三國が夫々右戦債填補を受くること及吐出
 額の残額は佛白二國に與へられ、其の代償として一九二九年以後三十

Table with multiple columns and rows, containing numerical data and country names (e.g., 日本, 小国, 大英, 伊國, 希臘). The text is faint and partially illegible.

七年間英國に對し英貨を以て佛白二國が一千九百八十萬ライヒスマル
 夕の年金支拂を無條件に保證し、又伊國が解放費及讓渡財産に關する
 請求權の一部より右期間英國に對し英貨を以て九百萬麻の年金を支拂
 ふことを無條件に保證すべきを規定せり。
 而して海牙協定に於ては是等の規定を其の儘適用することとせるのみ
 ならず、其の細目に付左の如き規定を設けたり。(獨逸に關する債權
 國間の取極)

(一) 戦債填補額の總計を一億千八百十萬麻とし左の如く分配せらる。

- 英國 一〇二、〇〇〇、〇〇〇 麻
- 伊國 一四、八〇〇、〇〇〇
- 希臘 一、三〇〇、〇〇〇

右填補額は左の各國が吐出すべき額により支辨することとし左の如く分擔せしむ。

佛國	八九三八〇、四四六
白國	一二〇一四、二八三
日本	二 五二七、三五〇
葡萄牙	一三四、六六一
ルーマニア	九一二、九二〇
波蘭	一〇八、六四五
ユーゴスラヴィア	一三〇、二一、六九五

(二)英國に對する佛白二國の支拂保證年金額千九百八十萬ライヒスマルクの分擔は、佛國千六百六十五萬ライヒスマルク、白國三百十五萬

ライヒスマルクとす。

右年金は一九二九年十月一日以降年五分五厘の利子を付し一九三〇年三月十五日に第一回の支拂を爲し、爾後七月一日及一月一日に支拂ひ一九六六年一月一日を以て終ること。

三、伊國の支拂保證九百萬ライヒスマルクの支拂方法(二)に同じ。

三、獨逸の支拂ふべき通貨と年金の様

(一)獨逸の支拂ふべき通貨

獨逸の支拂ふべき年金に付ては總てライヒスマルクを以て表示せられたるが、(債務證書第一及信託契約附屬書丙参照)是は債務の基準を示すに止り、實際の支拂はライヒスマルク以外の通貨即ち外貨を以て爲すことを要す。即ちドイツ家の場合と異り獨逸に對し國外

送金の義務を負はしめたるものにして、之を振替 (Transfer) 外貨抽、
国外送金と云ふが如き意味なり」と稱す。
而して支拂ひたる外貨は支拂日に先づ十五日の期間中柏林取引所に
於て建てられたる中道相場の平均に依りライヒとマルクに換算せら
れライヒとマルクを以て貸記せらるるものとす。
然れども貨物引渡及賠償回収去の手筈に依る支拂資金は獨逸國內に
て獨逸の輸出者に支拂はるるものを以て、寧ろ麻に依りて支拂
はるるを便宜とし又獨逸國內にて支拂はるる事務費の如きもライヒと
マルクに依りて支拂はるるを便宜とすべく、是等に付てはライヒと
マルクに依りて支拂ふを得。

(二) 年金の態様

上述の如く年金は原則として外貨を以て支拂ふべきものなるも振替を爲すことに依りて獨逸の爲替及經濟生活が危殆ならしめらるる虞ある時は年金中の或る部分に付ては一定の條件の下に振替の停止を爲すことを許し、ライヒにマルクを以てライヒにスパンクに於ける國際決済銀行の動定に拂込ましめ、更に一定の條件の下にライヒにマルクに依る拂込^{の延期}をも許容す。此の部分を條件付年金又は延期し得る年金と稱し、如何なる場合にも斯くの如き停止を許さざる部分を無條件年金又は延期し得ざる年金と稱す。又無條件年金は一般に賣出を爲し得るものにして條件付年金は一般賣出を爲し得ざるものとす。無條件年金の金額左の如し。

佛 國

五〇〇〇〇〇〇〇〇〇 麻

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

伊 國	四二〇〇〇〇〇
英 國	五五〇〇〇〇〇
日 本	六六〇〇〇〇〇
ユーゴスラヴィア	六〇〇〇〇〇〇
ポルトガル	二四〇〇〇〇〇
計	六一二〇〇〇〇〇

尚ドーズ外債元利金も一種の無條件年金と看做さる。
條件付年金の振替延期は非常の際にのみ許さるるものなるが、之が
實施は獨逸國政府の少くとも九十日の豫告を以て足り、其の全部又
は一部に付其の支拂期日より最長二年間延期し得るものとす。
而して或年度に於て振替延期ありたるときは、其の振替が完済せら

るるに至るまでは、第二年度に於ては一年以内の期間に於てのみ振替延期を行使し得べく、第三年度に於ては全然之を爲すことを得ず。振替延期後一年を過ぐるときは前記條件に従ひ當該時に於て振替延期を爲し得べき金額の五〇%の支拂（ライヒスマルクに依る支拂）を延期することを得。但し此の割合は後掲諮問委員會の勸告に従ひ之を増加することを得。

振替延期中ライヒスマルクに拂込まれたるライヒスマルクは國際決済銀行とライヒスマルクとの協議に依り國內投資又は實物引渡の爲に使用せらる。而して振替又は支拂の延期ありたる金額中、實物支拂又は國內投資に使用せられざりし殘額に對して稱逸國は當該時に於けるライヒスマルクの割引歩合より年一步高き率又は年五分半の

率の何れか低率なるものを半年毎に支拂ふ。

獨逸國政府が延期宣言を爲したる場合又は獨逸國政府が債權國政府及國際決済銀行に對し振替の爲獨逸の爲替及經濟生活が甚しく危殆ならしめらるべしとの結論に誠意を以て到達したる旨宣言したる場合には、國際決済銀行はヤング案に規定されたる特別諮問委員會を招集すべく、該委員會は延期に對する對策を獨逸國政府及國際決済銀行に提出す。

該委員會の勸告は日、英、佛、伊、白五國の受諾及確認あるに非ざれば債權國政府を拘束することなく、獨逸國の受諾及確認あらざれば獨逸國を拘束せず。

四、年金支拂に對する擔保及賠償義務不履行に對する制裁

(一) 年金支拂に對する擔保

新案に於ては年金支拂の履行を獨逸の支拂精神及嚴正なる誓約に賴りて之を信用し物的擔保の如き煩る之を簡易化し、從來の鐵道債券工業債券は之を廢止し、政治的監督の一切を撤廢し、ライン地方は撤兵を敢行することとせり。

物的擔保として獨逸國鐵道會社をして六億六千萬麻の國稅（無條件年金總額及ドーブル外債元利金に略々相當す）を賠償税とし獨逸政府に納付すべき義務を負はしめ、其の義務を明示したる證書を國際決済銀行に交付せしむ（基本協定第七條及第四、第六附屬書）。右賠償税は五千五百萬麻宛毎月納付すべく、毎月分の納期は其の翌月の一日とし午前九時迄にライヒスバンクに於ける國際決済銀行の勘定

に直接拂込ましめ獨逸國政府が其の支拂ふべき前月分の全額を支拂ひたる場合には右鐵道會社の支拂ひたる金額を獨逸國政府に返還す。更に獨逸國政府は一般歳入より年金の支拂を爲すの外、消極的擔保として關稅、煙草稅、麥酒稅、酒精、專賣收入を振當つべきこととす。(ドーズ外債に對する從來の擔保は存続す)

尙ライヒスバンクに於ける外國人評議員、獨逸國鐵道會社の外國人管理委員、鐵道管理人は總て之を廢止し、其他多くの點に付てライヒスバンク去及獨逸國鐵道會社去を改正することとす。(第五附屬書及第六附屬書)

(二) 賠償義務不履行に對する制裁

獨逸が賠償義務不履行の場合に於ける制裁問題は從來最も喧しかり

し問題なりしが、海牙協定にては獨逸と債權國との間の意見の相違
又は紛議發生の場合には新案に定むる規定（仲裁規定）に依りて決
定し、將來獨逸政府に新案を破壊せんとするが如き意思ある場合に
は關係債權國より國際司法裁判所に出訴すべく、同裁判所が獨逸に
斯くの如き意思ありと認定したる時は債權國は各別又は共同に其の
必要と認むる手段を採り得ることとす。即ち從來は獨逸に違反あり
たるや否やを決定したるは債權國の利益を代表せる賠償委員會なり
しが、今後は獨逸の不履行問題に關する判断を公平なる裁判に依り
て決し、其の結果債權國は自由行動に出づべきこととす。

五、國際決済銀行

賠償事務の取扱及國際金融中樞機關として國際決済銀行を設立し、
之が賠償事務取扱に關し債權各國は同行との間に信託契約を締結せ
らる。

國際決済銀行は本店を瑞士國バーゼルに置き瑞士國は同行に對する
法人格の賦與、免稅、其他の特權賦與の爲一の條例を發布すべく、
他國諸國は本目的の爲め該條例案を内容とする「國際決済銀行に關
する條約」を瑞士國との間に締結し條例の附屬書として定款案を記
載せり。而して今右定款案に依りて國際決済銀行の組織及職能を略
述すれば左の如し。

本銀行は獨逸國と債權國との間に立ち、獨逸賠償問題の圓滿なる運

円を圍る爲設立せられたるものなるも、單に賠償取扱機關たるに止るものに非ずして、資金の國際的移動に對し一層の便宜を供し、國際金融關係を増進するの機軸たることを目的とするが故に其の組織及職能に付きても又右目的に副ふ様規定せられたり。

(一) 資本金

本銀行の公稱資本金は五億瑞西金法（約一億米弗に相當す）之を二十萬株に分ち英、佛、獨、伊、日、白の各中央銀行（日本は日本銀行の爲に行動する日本興業銀行）及米國の銀行團（ビルバン商會等）之を均分に引受くることを保證す。而して右株式中最低十一萬二千株（一六〇〇〇株宛七國にて引受くるものとしての計算）の引受ありたるときは業務を開始し得るものにして殘餘の株

式は最初の引受に参加せざりし各國の中央銀行又は他の銀行をして之を引受けしむ。但し賠償關係國以外の國にありては金本位又は金爲替本位の實際上の要求を充すと理事會に於て認めたる國に非ざれば引受けしむることを得ず、且一國の發行額は八千株を越ゆることを得ず。株式を引受けたる銀行其他の金融機關は之を公券に付することを得。株式は四分の一拂込記名式とし、其の所有は登録簿の記載に依りて成立し、且登録に依り譲渡の效力を生ぜしむることを得、但し本銀行は或個人又は法人が本銀行の株式を譲受けんとする場合に無條件に之を拒否することを得。

資本金は理事會三分の二の多數を以て爲されたる提案に依り總會三分の二の多數に依る決定を以て之を増加することを得、新株式

...の引受に付ても前記の如き制限あり、且前記七條は其の五十五バ
ーセントを引受くることを得。
株式は單に利益金分配に與る權利を伴ふのみにして表決權を伴は
ず。

(二) 株式會社

1) 株式會社

一般株式會社に於ける株主總會に該當するも總會の代表權及表
決權は各國に於て引受けたる株式數に比例し各國の中央銀行又
は其の倣指名者之を行使す、中央銀行なきときは該中央銀行
が權利の行使を欲せざるときは該國の有名なる金融機關にして
理事會が之を認め且該中央銀行が異議を唱へざるもの之を行使

す、非常總會は各營業年度終了後三月以内に之を開き此の外臨時總會を開く。

(四) 理事會

本銀行の管理に任し左記二十五名以内の理事に依り組織せらる而して理事は平常の住居を歐羅巴に有し又は理事會の會所に規則的に出席し得ることを要し、且政府員、官吏又は立法府員（中央銀行總裁の場合之を除く）は理事たることを得ず。

- (1) 日、英、米、佛、白、獨、伊各中央銀行總裁（職掌に依る理事）又は其の被指名者（指名に依る理事）各一名（總計七名）
- (2) 前記中央銀行總裁の任命する當該國金融界、産業界の代表者各一名（總計七名）

⑤賠償義務締結期間中獨佛中央銀行總裁が希望する場合には其の任命に係る當該國產業界代表者各一名。

⑥右七國以外にして本行設立の際株式を引受けたる國の中央銀行總裁は自國民中より四名（内二名は金融界の代表者、他の二名は產業界の代表者）の候補者を推薦することを得、理事會は三分の二の多數を以て最大限九名の理事を任命す。

尙前記七機關の總裁が理事の就任、指名、任命を爲す能はざるか又は爲すを欲せざる場合には他の總裁は右總裁と同國民にして右總裁の異議を唱へざる者二名を理事と爲ることを招請するを得。（現に此の規定に依り米國人理事二名の招請行はれたり）
職掌に依る理事の任期は在職中、指名に依る理事の任期は指名

本銀行の職能には賠償事務に關するものと一般國際金融に關するものとあり。一般國際金融に關するもの左の如し。(賠償事務

者の在籍中に限り且右指名者の任意、他の理事の任期は三年

(イ) 監事

若干名を毎年總會に於て選任し監事は會計を總理す。

(ニ) 總裁

理事會の議長を以て總裁とす。

(兩) 其他の職員

總支配人(總裁の推薦に依り理事會之を任命す) 部局長(理事會任命) 其他

職能

本銀行の職能には賠償事務に關するものと一般國際金融に關するものとあり。一般國際金融に關するもの左の如し。(賠償事務

關係に付ては後記)

一般金融事務に付てもマング案を妨ぐべからざるものにして且各國の中央銀行の政知と背致するを得ず。

ii) 本行の爲し得るもの

1、本銀行の計算又は中央銀行の計算に於て金貨又は金地金を賣買すること

2、本銀行の計算に於て金を中央銀行にイヤマージして所有すること

3、中央銀行の計算に於て金の保護項を受埋すること

4、金、爲替手形及他の一流の短期流通證券又は他の承認せられたる有價證券を擔保として中央銀行に貸付を爲し又は之

より借入を爲すこと

5、爲替手形、小切手及他の一流の短期證券（大藏省證券及此の種の他の政府の短期有價證券にして市場に於て通常流通し得るものを含む）の裏書を爲し又は爲さずして割引し、再割引又は賣買すること

6、本銀行の計算又は中央銀行の計算に於て外匯手形を賣買すること

7、本銀行の計算又は中央銀行の計算に於て株式以外の流通し得る有價證券を賣買すること

8、中央銀行の爲其の保有の手形を割引し及本銀行の保有の手形を中央銀行に於て再割引に付すること

9、中央銀行に當座勘定又は定期預金勘定を開き且之を維持すること

10、中央銀行よりの預金、信託契約に基く預金及其の他理事會の認むる預金を受入ること

11、中央銀行の代理店又はコレスポンジントとなること

12、中央銀行をしず本銀行の代理店と爲すこと

13、本銀行の第三者に對する義務を害せざる限り國際決済に關し受託者又は代理者となること

(四) 本行の爲し得ざるもの（資産の流動性を維持する要ある爲及既設機聯との競争を避くる爲）

(1) 一覽持參人拂の手形を發行すること

(2) 爲替手形を引交くること

(3) 政府に貸付を爲すこと

(4) 政府の名に於て當座勘定を開くこと

(5) 一の企業に於て凌越的利害關係を獲得すること

(6) 事務の管理上必要以外の不動産を所有すること

(四) 利益金

本銀行の純益金は左の如く分配す。

(1) 五%は拂込資本の一〇%に達する迄法定積立金に繰入る

(2) 次に拂込資本に對し最低率年六分の配當を爲す

(3) 尙殘額あるときは其の二〇%は最高率年六分の追加配當金として株主に分配す、但し本資金は之を留保し配當積立金となすこ

とを得

右を控除せる残額に付ては普通積立金が拂込資本の額に達する迄は其の五〇％を、二倍に達する迄は四〇％を、三倍に達する迄は三〇％を、四倍に達する迄は二〇％を、五倍に達する迄は一〇％を、爾後は五％を普通積立金に繰入る

15) ヤング案の實施中は一切の残餘^金は左の如く分配す。

い) 七五％は獨逸及債権國の政府又は中央銀行にして五年据置一年豫告付の長期預金を本銀行に有するものに分配す

ロ) 二五％は獨逸が本銀行にヤング案に定めらるる長期預金を爲したるときは其の最後の二十二ヶ年の支拂を援ける爲の特別資金に割當つ而して右特別資金が最後の二十二ヶ年の年金の

（1）支拂所要額を超過するときは時期の到来したるとき債権國政府間に締結せらるべき協定に従ひ右政府間に分配せらる、獨逸が右預金を負さざるときは其の金額を（1）の金額に加ふ

（6）マンツ案の終了後は向にかかぐる資金の用途は埋畢會の提議により總會に於て定む。

六、賠償事務取扱方式

賠償事務の取扱説明は國際決済銀行之れに當ること前述の如し、而して債權國は同行と信託契約（同契約書は本協定第八附屬書として挿入）を締結し同銀行を共同且唯一の受託者とす、一方物主は其の債務を該示せる債務證書（同證書本文は本協定第三附屬書に挿入）を國際決済銀行に可託すべく、該債務證書は第一に米國以外の債權國に對して支拂ふべき年金を掲げ此の外トトク外債の一般債券に依る同外債の元利金と共に毎月十五日（十五日が執務日ならざるときは次の執務日）に均一月間隔を以て國際決済銀行に納付すべきを規定せり。同右債務證書には支拂年金々額よりトトク外債元利金を控除したる額を該示したるシートを附し該シートは延滞し得ざる部を該示する申部と

延期し得る部を指示する乙部とにかたる。

受託者（國際決済銀行）は賠償金を獨逸國より受領し債權國に分配す
通常の場合即ち振替又は支拂延期なき場合には賠償年金は實物引渡資
金の外ジイヒハルツ以外の通貨（外貨）を以て受領す、如何なる通
貨を以てするかは受託者之を選擇することを待べく、受託者は支拂期
日の一月前に獨逸國又附以にツイムバンクに之を通知す、右の選擇
が採られざる場合にはトール外債元利拂以外の年金を日、英、佛、
伊、日の通貨を以て且各債權國に歸する部を以て成るべく近く正比例し
て受領することを待。而して獨逸の支拂ふべき外貨は金本位又は金爲
替本位の基礎を有することを要するも、若し此の要件に適合せざる通
貨を以て支拂はんとする場合には國際決済銀行の同意を要す。

（一）一九二四年のトールズ外債の元利拂出を該外債の受託者の勘定に移すこと。
（二）同債（買物引渡所契紙を除く）は受託者の帳簿に於て各債権國の年金信託勘定に外債を以て記す。但し債権國が賠償年金の一部分を爲したる場合には其の不償還の債券の元利拂所契紙は之を保留す。
（三）買物引渡資金に付ては各債権國の毎月の取手を受託者の帳簿に於て

而して受託者が賠償年金の支拂を受けたるときは、獨逸國政府に對し受領證を交付す。又獨逸國鐵道會社が其の證書に従ひて爲す支拂に付ては所定の手紙に依つて之を官理處理す。
右の受領金は之を「年金信託勘定」なる特別勘定に繰入れ左の如く處

かす。
（一）一九二四年のトールズ外債の元利拂出を該外債の受託者の勘定に移すこと。

同債（買物引渡所契紙を除く）は受託者の帳簿に於て各債権國の年金信託勘定に外債を以て記す。但し債権國が賠償年金の一部分を爲したる場合には其の不償還の債券の元利拂所契紙は之を保留す。
（三）買物引渡資金に付ては各債権國の毎月の取手を受託者の帳簿に於て

右債權國に於記す。

右の如く受託者は「平並信託勸定」なる特別勸定を設けて賠償事務を収収ふものなるが、債權國は受託者に對する手数料の一部として一定の金額を本勸定に届直ぐべく又本勸定に於ける殘高には利子を付せざるものとす。同又獨逸國は債權國の年金信託勸定の平均預金殘高の五〇%にして且一億ライヒマルクを超えざる預金を無利子にて一九六六年三月三十一日に至る期間右年金信託勸定に預入する義務を負へり。振替及支拂延期の場合には受託者は特別諮問委員會を招集し之が對策を攻究せしむ。而して此の場合には豫計年預金の全部又は一部分はライヒスマルクを以て支拂はるるものなるを以て、受託者は延期し得ざる部分及延期し得る部分中、振替の延期されざる部分を外貨を以て

（1）一九二四年のトールズ外債の元利拂所要額を優先的に確保すること。
（2）延期し得ざる年金として定められたる部外及延期し得る年金中振替
延期をなさざる部外を外債にて償還額に分配す、右分配を爲すに當
りては各國への分配額が年金中の各國の取分に成る文け比例する様
分配すべきも各國は其の無償年金の取分として定められたる額を
減ぜらるることなし、而して之に必要な額を獨逸國が外債を以て
支拂はさるときは深め佛國をして提供せしむる最高額五億ツイとス
ツイとの保障資金を使用す。

へ領し、振替は停止せられたるも支拂の停止せられざる部外をツイヒ
ハミルツを以て受領す。而して受領金の幾分は左の如し。
（1）一九二四年のトールズ外債の元利拂所要額を優先的に確保すること。
（2）延期し得ざる年金として定められたる部外及延期し得る年金中振替
延期をなさざる部外を外債にて償還額に分配す、右分配を爲すに當
りては各國への分配額が年金中の各國の取分に成る文け比例する様
分配すべきも各國は其の無償年金の取分として定められたる額を
減ぜらるることなし、而して之に必要な額を獨逸國が外債を以て
支拂はさるときは深め佛國をして提供せしむる最高額五億ツイとス
ツイとの保障資金を使用す。

（3）實物引渡資金ツイとハミルツにて各債権國に分配することは通常の

（4）振替延期中ジイヒスモルツを以て支拂はるる額に對しては、受託者は假受領證を獨逸政府に交付し、債權國の貸方に記し、受託者は之が投資を爲すことを得。ジイヒスモルツ資金は振替延期間終了後獨逸が外貨を支拂ひたるるとき之と引換に獨逸に返還し正式に受領證を交付す。

場合と同じ。

（4）振替延期中ジイヒスモルツを以て支拂はるる額に對しては、受託者は假受領證を獨逸政府に交付し、債權國の貸方に記し、受託者は之が投資を爲すことを得。ジイヒスモルツ資金は振替延期間終了後獨逸が外貨を支拂ひたるるとき之と引換に獨逸に返還し正式に受領證を交付す。

七、賠償年金の一般賣出

無條件年金は獨逸國債務證券添付の甲部クーポンに依りて表示せられ
該クーポンと引換に獨逸の公債を發行し之を一般市場に賣出し其の收
得金を無條件年金を受くる國の間に分配し其の元利拂は各國に對する
無條件年金を以て之に充つ。之を賠償年金の一般賣出 Mobilisation と
稱す。

(一) 賠償公債發行の決定

賠償公債の發行は賠償年金に關する債權國政府の受託者たる國際決
濟銀行（以下受託者と稱す）より債權國政府に通知することに依り
て決定する場合と反對に債權國政府より受託者に要求することに依
りて決定する場合とあり。

（一）債権國が外債の借換以外の目的にて其の國內市場にて賠償公債を發行せんとする場合、受託者は其の最高利率、最低發行價格、最短償還期限を定む、又内債借換の爲發行する場合には各

（イ）受託者が賠償公債を發行し得るものと認めたる場合には債権國政府に通知し、債権國政府は之に基き發行すべきや否やを決定す。

（ロ）債権國政府が發行を希望する場合、之を受託者に要求す。

（ハ）債権國が外債市場にて該公債を發行せんとする場合、受託者は該公債の發行が時機に適するや否やを考査することを要し、其の結果受託者が不適當と認めたる場合には關係國に對し理由を附して其の旨通知す。

（ニ）債権國が内債の借換以外の目的にて其の國內市場にて賠償公債を發行せんとする場合、受託者は其の最高利率、最低發行價格、最短償還期限を定む、又内債借換の爲發行する場合、各

國自由に之が發行を爲すことを得。

（三）債権國が内債の借換以外の目的にて其の國內市場にて賠償公債を發行せんとする場合、受託者は其の最高利率、最低發行價格、最短償還期限を定む、又内債借換の爲發行する場合、各

國自由に之が發行を爲すことを得。

國自由に之が發行を爲すことを得。

國自由に之が發行を爲すことを得。

賠償公債發行の實行
 (1) 發行市場の決定
 受託者は關係國中央銀行が異議なきことを確めたる後公債を發行
 する一又は數個の市場を決定す。
 (2) 各債權國の參加割合
 無條件年金を受くるの權利ある國は賠償公債に参加し得ること勿
 論にして其の參加割合は左の如し。

國名	參加率	百分率
佛國	五〇。〇。〇	七八。〇。〇三
英國	八四。〇。〇	一三。一〇五
伊國	四二。〇。〇	六。五五三
日本	六。六。六	一。〇三〇

日本 一、〇〇〇、〇〇〇
中国 六、〇〇〇、〇〇〇
暹羅 一、〇〇〇、〇〇〇
菲律賓 一、〇〇〇、〇〇〇
暹羅 一、〇〇〇、〇〇〇
菲律賓 一、〇〇〇、〇〇〇
暹羅 一、〇〇〇、〇〇〇
菲律賓 一、〇〇〇、〇〇〇

（3）賠償公債發行條件の細目協定
受託者は銀行家と協議し債権國とも合意の上發行條件の細目を決定す。

ユーゴスラヴィア 六〇〇
葡萄牙 二〇四
。九三六
。三七四

（4）公債證書の作成

次で受託者は獨逸國政府に對し發行すべき公債の證書の作成を要求す、而して右證書の完成の上は公債應募に對する債券の交付、各債権國に對する資金の分配其の他の手續を執る。

尙當面の措置として無條件年金の分配を受くる債権各國は獨逸國との間に取極を結び（新案の年金中猶豫し得ざる部分の一部の一般賣出に

脚する取極一 一九三〇年十月一日迄に三億弗の公債を發行し内一億弗に付獨逸の参加を認め其の代り獨逸が單獨に長期外債を發行することを禁じたり。

ハ、貨物引渡

貨物引渡は尙十年間存続せしむ。而して従來の貨物引渡規程（ワレンブルグ規程）を改正せる新規程を設くることとし、同規程案は海牙協定第九附屬書として採擇せられたり。

該規程を従來の規定と比較し改正の要點を擧ぐれば左の如し。

従來の規程に依れば賠償勘定を利用し、獨逸物品を購入し又は勞務の提供を受けむとする契約は總て賠償委員會及爲替委員會の承認を得るを要し、賠償委員會が承認の決定を爲すに當りては、豫め獨逸國政府貨物引渡事務所の意見を徴することとなり居り、同事務所に於て右契約に對し異議を唱へざる時は該契約が承認せられたるものとし、契約所定の期日に支拂を爲さしむる爲、直ちに之をライヒとスバンクに於ける

賠償支拂取扱人に送付すべきものとせり。

然るに新規程に依れば實物引渡資金の取扱は、之を國際決済銀行に委ね、契約の承認は獨逸政府と各債權國政府との直接商議に委ねることとなれり。

各政府は委員を任命し、實物引渡事務の處理及規程適用の責に任せしむ、日、英、獨、佛、白、伊及ユーゴスラヴィヤ委員は毎年原則として五月下旬に會合し、實物引渡の状況を討究すべく、又關係國政府の要求あるときも、亦右委員會を開くべきものとす、蓋し之に依り實物引渡の監督統制を爲さんとするものなり。

國際決済銀行は、實物引渡委員會に關する諮問委員會を設くることを得。

右以外の規程は大體現行規程の主務を維持し居れり、尙ヤング案は引渡物件の再輸出を許すこととなせるも、海牙第一次會議の際再輸出を許さざること修正し、新規程も此の旨を明定せり。

新規程に基く各債權國間の實物割當額は次表記載の如し。

實物引渡、債権國間、分配ノ示ス表

(單位：千両ノ入セルク)

	佛蘭西國			四收債	伊太利國	白耳英國	日本國	オーストリア國	ベルギー國	シチリア國	希臘國	總計	實物引渡	債權國間	總計	
	貸付負債額	債權額	合計													
通過債権引渡	2,229,000	2,150,000	4,379,000	4,379,000	5,000,000	4,500,000	5,500,000	4,000,000	4,000,000	—	—	—	—	—	—	—
實物引渡	5,400,000	5,400,000	10,800,000	10,800,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第一年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第二年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第三年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第四年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第五年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第六年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第七年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第八年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第九年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
第十年度	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
總計	50,000,000	50,000,000	100,000,000	100,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000

此ノ表ハ佛蘭西國政府ト他國間ノ債權ノ分配ノ期間ニシテ右ノ年々ノ超過額トシテ命令書ノ商債成立リルルハ佛蘭西國政府ト他國政府トノ間ニシテ合意ニ依リテ凡ソ八年
 對シテ減少額トシテ年々ノ債權ノ減少額トシテ但シ他國政府トシテ分配ノ變更ニシテハ

（一）英佛二國は右の如く變更せられたる方法に依り得ると共に何時
にても本條の賠償回收法に依ることを得べく、其の限度は夫々前記の
二三・〇五%及四・九五%に限らる振替延期の場合には前記の方式に
依ることを得ざるを以て専ら此の方法に依るものとす。

を毎月國際決済銀行の英國又は佛國の勘定に掛込み獨逸國は此の相當
額を輸出者より徴收す。之に對し英佛二國は自己の實物引渡資金より
相當額を獨逸政府に引渡し同政府は之を輸出者に引渡し以て全部の決
済を終る。

而して英佛二國は右の如く變更せられたる方法に依り得ると共に何時
にても本條の賠償回收法に依ることを得べく、其の限度は夫々前記の
二三・〇五%及四・九五%に限らる振替延期の場合には前記の方式に
依ることを得ざるを以て専ら此の方法に依るものとす。

九、仲 裁

新案の解釋又は適用に關しては關係當事者間に種々の紛争を生ずべきを豫想せらる。而して是等の問題に付ては從來も仲裁裁判に付せられたることなきに非ざるも多くは單に債權國の利益を代表せる賠償委員會の権限に屬したり。新案に於ては是等の問題を債權國の専斷に委することなく、公平なる裁判手續に依るを適當と爲し、是等の紛争を五名の裁判官より成る仲裁裁判に付託すべきこと並に裁判所の構成手續に付詳細なる規定を設け以て公平なる判断に依りて解決することとしたり。

海牙協定の効力発生と新案の實施

第四、新案の實施

一、海牙協定の効力発生と新案の實施

海牙に於て決定を見たる賠償問題最終解決案中獨逸に對するもの即ち新案の實施要件に付ては對獨協定最終條項中に之を明定し、賠償委員會並戰爭負擔委員會會長が共同に左記事項を確認したる日に新案は實施せらるるものとなせり。

い) 獨逸國が批准を爲し銀行法及獨逸國鐵道法の改正法律を發布したること、

ロ) 日、英、佛、伊、白五國中の四國が海牙協定を批准したること

ハ) 國際決済銀行が適法に設立せられ其の新案に依る義務を受諾し且獨逸國債務證書及獨逸國鐵道會社證書を受領したること

右要件の内知逸の關係に付ては三月十三日に批准を了し三月二十六日を以て批准書を協國外務省に寄託し又三月十日附を以て知逸國銀行法及知逸國鐵道法の改正法律を發布せり。

次に英、佛（四月五日）伊（五月五日）白（四月十一日）四國も相次いで批准を爲し五月九日迄に全部協國外務省に寄託を了せり。

實際決算銀行に關する條約は協西國の批准のみにて實施せらるべきものなるを二月二十七日同國は之が批准を了し次で同行の設立條例を發布し定款を認可せり。一方同行設立に關する事務的準備は着々進捗し五月十七日に至りて開業するに至り新案の義務の受許證に知逸國債務證券及知逸國鐵道會社證券を受領せる旨賠償委員會に通告したり、茲に於て五月十七日賠償委員會は最後の會談を開き前記三條件の完成を

確認し戦争負債委員會と共同宣言を爲し茲に新案は實施せらるることとなりたり。

依つて獨逸の舊來の諸債務はトール外債に關するものの外總て新案の債務に依り代換せられ、賠償事務取扱機關も舊來の機關に代り國際決済銀行等ら之が衝に當ることとなり賠償委員會は其の事務の一部を國際決済銀行に移管して獨逸との關係を絶ち、其の他トール案に依りて設けられたる諸種の機關も總て同日に於て廢止せられたり。

更に獨逸の舊來の債務を表示する諸證書及從來の諸機關の替類は必要なるもののみを國際決済銀行に移し他は總て之を破毀せり。其の他新案實施前の獨逸の支拂に關する債權國相互間及債權各國と賠償委員會との間の勘定も現状の態之を打切れり。

一、一六〇株
 東京
 日本興業銀行

一、一四〇株
 三井銀行

三菱銀行

川崎第百銀行

第一銀行

安田銀行

一、一六〇株
 榊澤正金銀行（但し、頭取
 兒玉謙次名義）

二、國際決済銀行の株式本邦引受株数

新案實施の要件として國際決済銀行の設立を要する事前述の如くなるが、同行設立に際し本邦側に於て同行株式を引受けたる株数左の如し。

- 一、一六〇株 東京 日本興業銀行
- 一、一四〇株 三井銀行
- 三菱銀行
- 川崎第百銀行
- 第一銀行
- 安田銀行
- 一、一六〇株 榊澤正金銀行（但し、頭取
兒玉謙次名義）

計	一六〇〇〇株
・	愛知銀行
・	名古屋銀行
・	明治銀行
・	鴻池銀行
・	大阪
・	山口銀行
・	三十四銀行
・	任友銀行

一、一四〇株

名古屋

愛知銀行

名古屋銀行

明治銀行

鴻池銀行

山口銀行

三十四銀行

任友銀行

三、賠償公債の第一回發行

賠償債権の一般賣出に關する取極に依れば第一回の實行として一九三〇年十月迄に手取額三億弗の賠償公債を發行し、一億二千萬弗を債權國に於て取得し、内一億弗を獨逸に與ふべきことを定めたるが、五月上旬關係政府は種々打合をなすと共に國際決済銀行當局とも交渉を遂げ之に關する契約^諸巴里に於て六月十日調印を了し、次で各地市場にて賣出されたり、其の發行要項左の如し。

發行額（額面） 三五〇、九八八、五四五弗

純手取 三〇〇、二九七、四五〇弗

發行價格 九〇

利率 年五分半

九月十二日完了したるが各國への分配額は左の如し。

佛 國	一三三、〇八六、七一九。弗
獨 國	一〇〇、六二八、四六八。六一
英 國	五〇、四一八、〇〇六。〇七
伊 國	一三、一九二、六八六。三三
日本國	三〇、七四六、八九。六一
ユーゴスラヴニア國	一、八八五、三五七。六一
葡 國	七五三、三二九。六一
計	三〇三、〇三九、二五七。四二

(計) 各債権國への分配額と手取金と符合せざるは應募金の受領日より分配日までの利子其の他の調整を爲したるに依る。

海牙協定の効力と日本の地位

日本は未だ海牙協定の批准を了せざるを以て日本に對しては効力の發
生なく新案は實施せられず。

然れども獨逸は其の批准を夢想して日本に對する支拂を實行せるを以
て本邦としても保全的措置として之を受領しつつあり。

然れども貨物引渡資金以外（賠償公債手取金を含む）に付ては國際決
算銀行に預金として據置き批准を待て之を引出すこととせり。

（新案實施の當初此の關係明ならず、國際決済銀行も本邦に對し自由
に抽渡せるを以て、一九五二六〇〇圓の引出を了し現在同行の預金とな
るは六〇二九三〇九圓なり、又貨物引渡資金は更に抽出するものなる
を以て收受額定とし他の資金は預金として據置くと否とに拘はらず種
て或入に納入れつつあり）

五、新案の實施と山東鐵道及山問題の解決

新案は従来の懸案を全部打切ることとを以て主旨とせるを以て、其の適用上賠償金と山東鐵道及山代金との和殺問題も解決し、爾後全く獨逸側にて賠償を要求せず賠償勘定の借証を行はざることとなせり。抑も山東鐵道及山（功子、趙川、金嶺）は大戦前獨逸の所有に歸したるが、ソビエトと平和條約は之を日本に譲渡すべきを規定し更に獨逸が其の舊所有者に支拂ふべき金額は之を賠償金と和殺すべきを規定せり。

かくて賠償委員會は其の價格を五九〇〇〇〇〇〇金庫と評定して本邦計算に假借記せしが、一九二五年の巴里大戦大臣協定に依り、將來獨逸國が山東鐵道及山の譲渡當時存在したる財産に付國民に譲渡したる限

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 借記, 貸方, and 貸借対照表）

厩に於て之を賸借計算に確定的に借記することとなれり。

其の適用として五五二七四二金麻の借記行はれ、其の餘に付ては未解
決のままなりしか、新案の適用上將來は全然借記を行はざることとし
之に歸する公文の交換をなせり。